

◇ 速度取締り指針 ◇

■ 朝霞警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

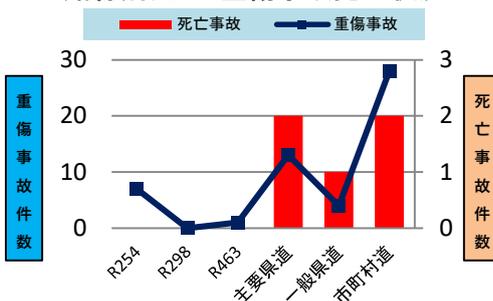
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
住宅地周辺の市道 国道298号線	8:00~12:00 14:00~16:00 18:00~20:00	朝霞、志木、和光 和光市新倉地内	30km/h(指定) 60km/h(法定)

上記路線のほか、
○ 実勢速度が高い国道254号線
○ 主要地方道・一般県道
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
死亡事故・重大事故を抑止するため
通勤通学時間帯に住宅地周辺の市道
実勢速度が高い国道298号線における
速度取締りを強化します。

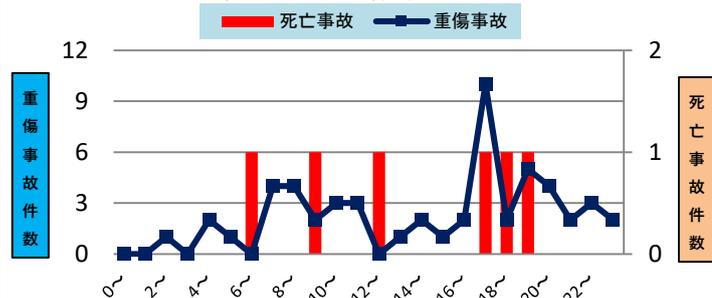
<管内における交通事故発生状況> (令和7年12月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は、和光市道、県道、和光市道、国道298号で発生しています。
- 重傷事故は、市道での発生が全体の約50%を占めています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は、午前6時台・9時台、午後0時台・4時台・6時台・8時台の時間帯で発生しています。
- 重傷事故は、朝夕の通勤通学時間帯に多く発生しています。

~令和7年12月末現在~

- 朝霞警察署管内では死亡事故が6件発生し、和光市道、県道、朝霞市道、国道298号線で発生しています。
- 死亡事故は、午前6時台・9時台、午後0時台・5時台・6時台・7時台に発生しています。
- 重傷事故は、朝夕の通勤通学時間帯に多く発生し、事故類型では、車両相互による出会い頭、右左折時の事故が多く、重傷事故の約7割が交差点及びその付近で発生しています。

その他の交通指導取締り

- 交差点及びその付近での交通事故を抑止するため、横断歩行者妨害等の交差点関連違反取締り、前方不注意・脇見運転等による交通事故を防止するため、携帯電話使用等の取締り、衝突時の被害を軽減するためシートベルト・チャイルドシート違反取締りを行います。
- 小、中学校周辺では、児童生徒の被害防止のため、スクールゾーンでの取締りを行います。
- 交通事故を誘発したり、円滑な交通流を確保するために、管内各駅周辺や住宅街等を中心とした放置駐車違反取締りを行います。
- このほか、交通事故発生状況に応じ、交通事故が多発している路線、時間帯に事故原因に則した各種違反の取締りを推進します。